

パブリック・コメント手続（意見募集）

クリーニング業等の営業に関する条例
の見直しについて

意見募集期間

平成 29 年（2017 年）

7 月 26 日（水）～ 8 月 25 日（金）

お問い合わせ先：健康部保健所生活衛生課
電話 046-824-9861（直通）

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続にあたって

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地方分権一括法）」（第1次、第2次）によるクリーニング業法の一部改正に伴い、神奈川県が定めていた「衛生措置の基準」を、平成25年4月1日、本市の条例で定めました。

今回、条例に定める5年以内の見直しの規定に基づき検討した結果、次のとおりの対応を検討しています。

つきましては、この見直しの内容について、市民の皆様のご意見等を募集します。

《見直す条例》

クリーニング業等の営業に関する条例

【目 次】

◆ クリーニング業等の営業に関する条例の見直しの内容について	2
◆ 意見の提出方法	3

◆クリーニング業等の営業に関する条例の見直しの内容について

1 条例名

クリーニング業等の営業に関する条例

2 見直しによる対応

見直しの結果、次のとおり改正を検討しています。

現行の内容	改正後の内容
クリーニング所の変更又は廃止の届出には、確認通知書を添付すること。	クリーニング所のうち無店舗取次店の変更又は廃止の届出には、確認通知書の添付を要しない。

(理由)

届出に係る添付文書に関して現状に即した取扱いにする必要があると判断したため、規定を見直します。

3 施行日

平成30年4月1日(予定)

意見の提出方法

1 提出期間 平成 29 年（2017 年）7 月 26 日（水）から 8 月 25 日（金）まで

2 あて先 健康部保健所生活衛生課環境衛生係

3 提出方法

○書式は特に定めておりません。

○住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

（1）（市内在勤の場合）勤務先名・所在地

（2）（市内在学の場合）学校名・所在地

（3）（本市に納税義務のある場合）納税義務があることを証する事項

（4）（当該パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合）利害関係があることを証する事項

○次のいずれかの方法により提出してください。

（1）直接持ち込み

- ・健康部保健所生活衛生課（ウェルシティ市民プラザ 3 階）
- ・市政情報コーナー（横須賀市役所 2 号館 1 階 34 番窓口）
- ・各行政センター

（2）郵送

〒238-0046

横須賀市西逸見町 1-38-11

ウェルシティ市民プラザ 3 階 横須賀市保健所生活衛生課

（3）ファクシミリ

046-824-2192

（4）電子メール

hls-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予め御了承ください。
いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。